

北海道告示第 10192 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定による医師を次のとおり指定した。

「次のとおり」は、省略し、その氏名、診療科目、従業場所及び指定年月日は北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課、北海道立心身障害者総合相談所並びに各総合振興局及び各振興局の保健環境部社会福祉課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道